

手書き記入者用 様式記入ガイド

※PC入力の方は、『PC入力者用 様式入力ガイド』をご参照ください。

提出必須

※点線  で囲まれている箇所は記入必須です。

※ **提出期限厳守** 期限内に提出されない場合、助成金は交付されず、採択取り消しとなりますので、ご注意ください。

様式研第10号 (平成30年度第3回 新法人設立支援タイプ)

農の雇用事業助成金交付申請書 (兼研修終了報告書) (第1回)

(平成30年11月1日 ~ 平成31年3月31日)

平成 31 年 4 月 4 日

一般社団法人 全国農業会議所会長 殿

研修実施農業法人等名 有限会社 東京農場

〒102-0084

所在地 東京都千代田区二番町〇-〇-〇

代表者職氏名 代表取締役 農業 太郎



研修実施農業法人等としての指定通知のあった研修活動を実施したので、下記により助成金の交付を申請します。

記

研修指導者氏名	農業 二郎、畑 次郎
研修生氏名	田畑 耕作

1 申請額内訳

区分	助成対象経費 (円)	備考
教育研修助成金	452,900	賃金台帳、出勤簿 (出退勤時間記録されたものを添付)
外部講師等謝金	3,000	領収書の写し添付
旅費	15,500	領収書の写し添付
雇用保険料 労災保険料等	11,600	
計	483,000	
指導者研修費助成	20,000	領収書の写し添付
語学研修費助成 (定住外国人のみ)	15,000	領収書の写し添付
合計	518,000	

※ 各区分の助成対象経費の額は、様式研第11号の「第1回」の計の各区分の額と一致する

2 助成金の振込口座

フリカナ	マルマルギンコウ		
金融機関名	〇〇銀行		
支店番号	001	フリカナ 支店名	ホンテン 本店
預金種目 ※選択して下さい	<input checked="" type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 当座	口座番号	0123456
フリカナ	ユウゲンガイシャ トウキョウノウジョウ		
口座名義人名	有限会社 東京農場		

- (注) 1 振込口座は、研修実施農業法人等の取引口座とする。フリカナを必ず記入すること。
2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
3 当該申請書に係る申請書 (内訳) (様式研第11号) を添付すること。
(様式研第11号は領収書等の証拠書類とともに写しを5年間保管すること。)
4 研修生を複数名受け入れている場合は、研修生ごとに申請すること。

押印必須 法人の場合は社印。個人は代表者印。

法人の方は法人名義の口座をご記入ください。
支払ミスを防ぐため、2期目以降の申請においても必ず
ご記入ください。

預金種目を選択

普通預金か当座預金かどちらかに○を付けてください。

※ **提出期限厳守!**

●期限内に提出されない場合、いかなる場合でも助成金を交付せず
採択取り消し となりますので、ご注意ください。

鉛筆・シャープペンシルでは、記入しないでください。

提出必須

※点線 [] で囲まれている箇所は記入必須です。

様式研第11号-1

〈平成30年度第3回 新法人設立支援タイプ〉

農の雇用事業助成金交付申請書(内訳) (第1回)

農業法人等名 [有限会社 東京農場]

研修生氏名 [田畑 耕作]

	科 目	申 請 金 額 (円)	研 修 に 要 し た 経 費
11月	(1)教育研修助成金	97,000	11号-2、1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金	0	11号-3、1ヶ月の合計額
	(3)旅 費	0	11号-4、1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料	0	11号-5、1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計	97,000	← 月計の上限額 97,000円 (但し、当月給与総支給額が97,000円以下の場合は給与総支給額が上限)
	(5)指導者研修費	10,000	11号-6、1ヶ月の合計額 年額上限 120,000円
	(6)語学研修費	15,000	11号-7、1ヶ月の合計額 月額上限 30,000円(最長6ヶ月)
	11月計	122,000	
12月	(1)教育研修助成金	76,500	11号-2、1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金	3,000	11号-3、1ヶ月の合計額
	(3)旅 費	15,500	11号-4、1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料	2,000	11号-5、1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計	97,000	← 月計の上限額 97,000円 (但し、当月給与総支給額が97,000円以下の場合は給与総支給額が上限)
	(5)指導者研修費	0	11号-6、1ヶ月の合計額 年額上限 120,000円
	(6)語学研修費	0	11号-7、1ヶ月の合計額 月額上限 30,000円(最長6ヶ月)
	12月計	97,000	
1月	(1)教育研修助成金	95,000	11号-2、1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金	0	11号-3、1ヶ月の合計額
	(3)旅 費	0	11号-4、1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料	0	11号-5、1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計	95,000	← 月計の上限額 97,000円 (但し、当月給与総支給額が97,000円以下の場合は給与総支給額が上限)
	(5)指導者研修費	10,000	11号-6、1ヶ月の合計額 年額上限 120,000円
	(6)語学研修費	0	11号-7、1ヶ月の合計額 月額上限 30,000円(最長6ヶ月)
	1月計	105,000	
2月	(1)教育研修助成金	92,200	11号-2、1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金	0	11号-3、1ヶ月の合計額
	(3)旅 費	0	11号-4、1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料	4,800	11号-5、1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計	97,000	← 月計の上限額 97,000円 (但し、当月給与総支給額が97,000円以下の場合は給与総支給額が上限)
	(5)指導者研修費	0	11号-6、1ヶ月の合計額 年額上限 120,000円
	(6)語学研修費	0	11号-7、1ヶ月の合計額 月額上限 30,000円(最長6ヶ月)
	2月計	97,000	
3月	(1)教育研修助成金	92,200	11号-2、1ヶ月の合計額
	(2)外部講師等謝金	0	11号-3、1ヶ月の合計額
	(3)旅 費	0	11号-4、1ヶ月の合計額
	(4)労災保険料、雇用保険料	4,800	11号-5、1ヶ月の合計額
	(1)~(4)計	97,000	← 月計の上限額 97,000円 (但し、当月給与総支給額が97,000円以下の場合は給与総支給額が上限)
	(5)指導者研修費	0	11号-6、1ヶ月の合計額 年額上限 120,000円
	(6)語学研修費	0	11号-7、1ヶ月の合計額 月額上限 30,000円(最長6ヶ月)
	3月計	97,000	
合 計	(1)教育研修助成金	452,900	
	(2)外部講師等謝金	3,000	
	(3)旅 費	15,500	
	(4)労災保険料、雇用保険料	11,600	
	(1)~(4)計	483,000	← 月額上限 97,000円(※1) × 月数
	(5)指導者研修費	20,000	← 年額上限 120,000円(※2)
	(6)語学研修費	15,000	← 最長6ヶ月
	合計	518,000	

例) 1月に支払われた研修生の月額給与が、95,000円の場合

※1 上限額:97,000円 又は、研修実施月に支払われた給与総支給額のいずれか低い方

※2 年額上限は1,200,000円

※ 各回の申請に必要なページ数を印刷してください。

提出必須

※点線 で囲まれている箇所は記入必須です。
 ※研修を行った日のみ記入します。
 ※作成後に研修時間や人数を修正をした場合は、4ページ目の金額も修正してください。
 ※10号、11号-1の金額が変わる場合も修正してください。

(平成30年度第3回 新法人設立支援タイプ)

様式研第11号-2

(1) 教育研修助成金の内訳

(平成30年11月)

研修生氏名 田畑 耕作

日	研修時間	うち休憩	助成対象研修時間	研修人数	指導者名
1日					
2日					
3日					
4日					
5日					
6日					
7日	08時00分~12時00分	15分	3時間45分	1人	農業 二郎
8日	08時00分~12時00分	15分	3時間45分	2人	畑 次郎
9日					
10日	08時00分~14時45分	2時間30分	4時間15分	1人	

《研修生の感想(1ヶ月の研修総括)》
 発情中の牛をスプレーでマーキングすることで、畜舎から見つけやすくなった。分かりやすい表記が肝心だと思った。
 仔牛の苦痛を最小限にするため、迅速かつ丁寧に作業することを心がけた。

《研修指導者の所感(1ヶ月の研修総括)》
 まだ雪が残っている状態での作業なので、農作業事故に注意しながら指導研修を行った。
 牛の扱いについて、不慣れなせいもあり無理に引っ張る場面が見られた。ストレス・苦痛を最小限にするための技術向上に励んでほしい。

研修生氏名(自署) 田畑 耕作
 研修指導者氏名(自署) 農業 二郎 畑 次郎

※欠勤日や勤務時間外に研修を行った

申請内容は認められませんので、
記入間違いにご注意ください。

「研修時間」

・勤務時間ではなく、研修を行った時間を記入します。

午前午後に分けて研修を実施した場合は、上下2段に分けて記入します。

・24時間制で入力します。

午前9時⇒9、午後5時⇒17 24時⇒0

・研修時間は15分単位とします。

端数は合計研修時間にて切り捨てられます。

0~14分⇒0分、15~29分⇒15分

30~44分⇒30分、45~59分⇒45分

・休憩時間を記入します。

15分単位で記入します(端数切り上げ)。

1~14分⇒15分、16~29分⇒30分

31~44分⇒45分、46~59分⇒60分

2回以上休憩を取った場合は、合計時間を15分単位で記入してください。

「指導者名」は研修を行った指導者名を記入してください。

(捺印でも可)

応募申請時に登録した研修指導者以外の者が行った研修は助成対象外となります。

「研修人数」の入力漏れにご注意ください。

「研修内容」は作業の名称ではなく、実施した研修内容(指導した技術知識及び指導のポイント、理解状況、課題等)を具体的に記入します。

「研修生の感想」は研修生が記入してください。実施された研修に対する感想を記入してください。1ヶ月のうち1日でも研修を受けた場合、ご記入ください。

「研修指導者の所感」は研修指導者が記入してください。1ヶ月のうち1日でも研修を行った場合、研修指導者の所感を記入してください。

- ・複数の研修生を担当している場合
同じ内容ではなく、それぞれの研修生に対する所感をご記入ください。
- ・複数の研修指導者が研修を行った場合、
中心となって研修した方が総括して記入してください。

「研修生氏名」「研修指導者名」は、必ず全員が自署してください。

同様の手順で1ヶ月分作成し、次頁の「(A) 研修時間の集計と助成金額の計算」を作成します。

提出必須

様式研第11号-2 「(A) 研修時間の集計と助成金額の計算」

(A) 研修時間の集計と助成金額の計算

研修人数	研修時間(a)	研修単価(b)	助成金額 (a × b)
1人	39時間 30分	2,400円 (2,400円 ÷ 1人)	94,800 円
2人	13時間 15分	1,200円 (2,400円 ÷ 2人)	15,900 円
3人	8時間 15分	800円 (2,400円 ÷ 3人)	6,600 円
合計	61時間 00分		117,300 円

(B) 資格取得等実施日 資格取得等に要した経費の内訳 金額

実施日	資格取得等に要した経費の内訳	金額
14日(金)	フォークリフト運転技能講習	28,000 円
日()		円
日()		円

教育研修助成金申請額 (A + B)

教育研修助成金合計額 (A+B)	97,000 円
---------------------	----------

※上限額: 97,000円または、月額給与のいずれか低い方。

平成30年11月支払給与額	239,500 円
---------------	-----------

助成金額の計算方法

① 1ヶ月分の研修時間を、研修を行った人数毎に合計し記入します。
(研修時間は15分単位。15分未満は切り捨て)
例) 1時間17分 ⇒ 1時間15分
3時間41分 ⇒ 3時間30分
2時間59分 ⇒ 2時間45分

② 1ヶ月分の研修時間を、研修を行った人数ごとに合計します。
例) 1人: 29時間45分
2人: 9時間30分
3人: 8時間15分

③ 15分を0.25時間に換算します。
例) 1人: 29時間45分 ⇒ 29.75時間
2人: 9時間30分 ⇒ 9.5時間
3人: 8時間15分 ⇒ 8.25時間

④ ③で求めた時間に、研修人数に応じた研修単価を乗じた額を助成金額欄に記入します。
例) 1人: 29.75時間 × 2,400円 = 71,400円
2人: 9.5時間 × 1,200円 = 11,400円
3人: 8.25時間 × 800円 = 6,600円
※合計時間、合計助成金額が一致するようにご確認ください。

「資格取得等実施日」は領収書の日付ではなく、実際に行われた月で請求します。

通年で受講する場合等は、受講した分の料金だけを分割して申請するか、もしくは全て受講した後にまとめて申請してください。
領収書の写しを必ず添付して下さい。

(領収書の日付と資格取得日にずれがある場合は申込書、チラシなど該当日がわかるものを添付してください。)

※汎用性のあるもの(普通自動車免許の取得等)は対象になりません。

「給与」の記入漏れにご注意ください。
研修実施月に支払われた給与額を記入します。

同様の手順で、その回の申請に必要な月数を作成します。

申請する場合のみ提出

※保険料率は年度等に変更されることがありますので、都度ご確認ください。

※点線 [] で囲まれている箇所は記入必須です。

※申請をしない場合、この用紙の添付は必要ありません。

〈平成30年度第3回 新法人設立支援タイプ〉

様式研第11号-5

(4) 労災保険料、雇用保険料 (第1回)

農業法人等名 **有限会社 東京農場**

研修生氏名 **田畑 耕作**

※五捨六入

月分	労災保険料・雇用保険料の算出				金額(円)
		給与総支給額	保険料率		
11月	雇用保険料	239,500	× 7.0	÷ 1000	1,676
	労災保険料	239,500	× 13.0	÷ 1000	3,113
	計				4,789
12月	雇用保険料	100,000	× 7.0	÷ 1000	700
	労災保険料	100,000	× 13.0	÷ 1000	1,300
	計				2,000
1月	雇用保険料	249,770	× 7.0	÷ 1000	1,748
	労災保険料	249,770	× 13.0	÷ 1000	3,247
	計				4,995
2月	雇用保険料	242,500	× 7.0	÷ 1000	1,697
	労災保険料	242,500	× 13.0	÷ 1000	3,152
	計				4,849
3月	雇用保険料	242,500	× 7.0	÷ 1000	1,697
	労災保険料	242,500	× 13.0	÷ 1000	3,152
	計				4,849
合 計					21,482

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

～参考～ ※事業主負担分

雇用保険料率 平成30年度(平成29年4月1日より改定)

保険料率	事業の種類
6	一般の事業
7	農林水産清酒製造の事業 ※
8	建設の事業

労災保険料率 平成30年度(平成30年4月1日より改定)

事業の分類	保険料率	事業の種類	
その他の事業	13.0	農業又は海面漁業以外の漁業	
	13.0	清掃、火葬又はと畜の事業	
	5.5	ビルメンテナンス業	
	6.5	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	
	2.5	通信業、放送業、新聞業又は出版業	
	3.0	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	
	2.5	金融業、保険業又は不動産業	
	3.0	その他の各種事業	
	林業	60.0	林業
	漁業	18.0	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)
38.0		定置網漁業又は海面魚類養殖業	
鉱業	88.0	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業	
	16.0	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	
	2.5	原油又は天然ガス鉱業	
	49.0	採石業	
	26.0	その他の鉱業	
	建設事業	62.0	水力発電施設、ずい道等新設事業
11.0		道路新設事業	
9.0		舗装工事業	
9.0		鉄道又は軌道新設事業	
9.5		建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	
12.0		既設建築物設備工事業	
6.5		機械装置の組立て又は据付けの事業	
15.0		その他の建設事業	
製造業		6.0	食料品製造業
		4.5	繊維工業又は繊維製品製造業
	14.0	木材又は木製品製造業	
	6.5	パルプ又は紙製造業	
	3.5	印刷又は製本業	
	4.5	化学工業	
	6.0	ガラス又はセメント製造業	
	13.0	コンクリート製造業	

例では厚生労働省の定める農業の平成30年度保険料率を表示しています。

雇用保険料率 7 / 1,000

労災保険料率 13 / 1,000

